

**第 60 号**

発行所
相馬市中村字桜ヶ丘54-1
(公社) 相双法人会
発行人
只野 裕一
編集
広報委員会
発行日
令和2年1月31日

相双地区の復興のあゆみ



小高区:小高交流センター

小高区の復興拠点施設、地域コミュニティの再構築の場として小高駅前通り沿いにオープンした。



大熊町:大熊町役場

2019年4月に町の一部で避難指示が解除されたことを受けて、5月に大川原地区で新たな一步を踏み出した。

租税教室

今年も昨年に引き続き相双管内の多くの小学校から「租税教室を開催して欲しい」との要望を頂き、今年度は鹿島区の鹿島小学校から始まり、全十一回・十三校へ法人会の青年部会・女性部会の役員が講師として訪問する予定となっている。

当日は税に関するアニメの DVD を見たり、一億円のレプリカに触れて見たりと普段の授業ではできないような体験をした。

租税教室日程

月日	学校名	講師名
12/3	鹿島小学校	吉田 学 斎藤 重宗 名嘉陽一郎



月日	学校名	講師名
12/4	高平小学校	斎藤 才子 永橋 律子



月日	学校名	講師名
12/10	原町第一小学校	熊川 喜仁 斎藤 重宗 横山 英輝



月日	学校名	講師名
12/12	石神第一小学校	新妻 安子 門馬 緑



月日	学校名	講師名
12/17	飯館三小学校	神谷 健二 斎藤 重宗



月日	学校名	講師名
12/18	中村第二小学校	横山 英輝 杉本 誠





女性部会会員研修会 「郡山大会」

十月十六日、郡山市磐梯温泉熱海ホテル華の湯にて、女性部会連絡協議会第十九回会員研修会が行われ当会からは、番場部会長始め会員六名が参加した。

講演会では、福聚寺住職であり作家の玄侑宗久氏による「令和の鶴と亀」と題してご講話頂いた。元号が平成から令和へ変わったお話や、今後の女性の社会進出に大切なことなどのお話を頂いた。

その後式典では、来賓の方々から祝辞を頂き、福島県女性部会連絡協議会の現在までの経過報告等を行つた。また、次年度開催地である白河法人会女性部会による開催地紹介が行われた。懇親会では、華やかな料理や地酒が振舞われ、盛大のうちに閉幕した。

その後式典では、来賓の方々から祝辞を頂き、福島県女性部会連絡協議会の現在までの経過報告等を行つた。また、次年度開催地である白河法人会女性部会による開催地紹介が行われた。懇親会では、華やかな料理や地酒が振舞われ、盛大のうちに閉幕した。

十月二十五日、郡山ビューホテルにて、青連協第二十七回会員研修会が行われ、当会からは、齋藤部会長始め会員十一名が参加した。

講演会では、株式会社岩谷技研代表の岩谷圭介氏による「やつてみるから、始めよう」風船で目指す新しい宇宙開発」と題しご講話を頂き、今までにない宇宙の観測や、宇宙までの有人飛行の可能性についてお話を頂いた。

その後式典では、ご来賓の方々による祝辞を頂き、平成三十年度の各種表彰式を行つた。また、今年の全国青年の集い「大分大会」で郡山法人会が租税教育プレゼンテーションを発表するため、事前に披露して頂いた。

青年部会会員研修会 「郡山大会」



懇親会では、様々な料理や地酒が振舞われ、盛大のうちに閉幕した。



相双地区 ソフトバレー交流大会



十二月一日、第十回相双地区ソフトバレーボール交流大会が今年度も富岡町総合体育館にて行われた。参加チームは全十六チームで総勢約百十名が参加した。

結果は、レディースの部 Miracle's。トリムの部 A M V C。トリムB部いきさくらA。トリムシルバーの部はまなすそうま。となり例年以上の盛り上がりを見せた。





十一月十七日、相双法人会青年部会・女性部会合同事業の移動租税教室が今年も開催された。

今年の目的地は、山形県山形市にある「山形県産業科学館」にて、応募した南相馬市の児童十一名、保護者七名、スタッフ十名の総勢二十八名が参加した。

当日は天候に恵まれ、バスの中から綺麗な紅葉が見られた。行きのバスの中で、税に関するアニメDVDを見て税について勉強した。会場につくと、係の方から科学館の作りについてや、各階の展示物についての説明を頂いた。会場内では、山形の地元企業が出展しているブースや、身近で使っているものがどのような工程を経て手元に届いているかなど見学出来た。昼食には山形市の「ふもとや」へ移動し、山形名物のいも煮を味わった。

帰りのバスの中では、行きのバスの中で見たアニメDVDの中から、税に関するクイズや、子供たちからの要望でなぞなぞゲームなどをを行い、自分の身近なものに対して多くの税金が使われていることを知り、納税の大切さを学んで頂いたのではないかだろうか。



バスの車内にて
昼食会場にて



令和元年度震災・原発事故被害者への支援事業 会員親睦交流会(いわき会場)

今年で六回目となる会員親睦交流会を十二月三日いわき市「いわきワシントンホテル椿山荘」で開催した。

現在相双地区外へ避難している会員を対象に、集まる機会を作り、各々が現状の確認、今後について、震災前の思い出などを語りあってもらうのが目的として行つた。

また、昨年に引き続き相馬税務より北村善広税務署長にお越し頂き、税に関するご講話を開催した。始めに、北村税務署長よりご講話を頂いた。演題は消費税増税に伴う対応について、スマート税務行政の実施。また、この度の台風・大雨等の水害による損金計上についてご講話を頂いた。

講演終了後、親睦交流会へ移つた。参加者は、二十九名となつた。今年で震災から約八年が経つが、連絡だけで直接会うことが出来なかつた方や、遠くに避難していくて、久しぶりに福島に戻ってきた方たちが、昔話を懐かしそうに話していた。



消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。



令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則^(注)として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

(注) 中小事業者の特例については、裏面の「中小事業者の税額計算の特例」をご参照ください。

帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年10月1日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	左記の記載事項に加え <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象品目である旨

税率区分

適用時期 区分	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」といいます。)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

帳簿(経費)

2019年 月 日	内容	金額
8 XX	水道光熱費 (○市)	△,△△△
⋮ ⋮	⋮	⋮
11 XX	会議費※ (○商店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (○商店、文具代)	○,○○○
11 XX	接待交際費※ (○屋、お菓子代)	□,□□□
⋮ ⋮	⋮	⋮
	2019年合計	○○○,○○○

(旧税率対象)
※軽減税率対象品目

旧 8 % 対象 ▲▲▲,▲▲▲
8 % 対象 □□□,□□□

10 % 対象 ●●●,●●●

消費税確定申告書を作成する際、旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります！

消費税申告書 付表2-2 (令和元年9月30日までの取引分)

	…	6.3%分	旧税率分小計
課税仕入れに係る支払対価の額	…	▲▲▲,▲▲▲	◇◇◇,◇◇◇

消費税申告書 付表2-1 (令和元年10月1日からの取引分)

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■,■■■	●●●,●●●	○○○,○○○

(注) 1 帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。

2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

所得税確定申告のお知らせ（税務署）

医療費控除は 領収書が 提出不要 となりました

明細書を作成して提出すればOK!!

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“医療費控除の明細書” の添付

が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

社会福利厚生年金大手前

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療	
2/18	■■病院 診療 6,000円 ①
5/28	■■病院 診療 3,400円 ① ▲▲薬局 医薬品 700円 ②
国税花子さんが受けた医療	
9/13	○○診療所 診療 3,300円 ③ 医薬品 1,100円 ③



- ・ 医療を受けた人
- ・ 病院・薬局
- ごとに医療費を合計して記載します。

平成 令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】					
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。					
住 所	氏 名 _____				
1 医療費通知に関する事項					
医療費通知(4)を添付する場合、(2)(3)～(4)を記入します。 ■医療保険者から受けた医療費通知を添付する場合は、次の用印が 記載されたものとします。 (A) 保険料の支払方法: 2「医療費の支払方法」 (B) 保険料の支払期間: 3「医療費の支払期間」 (C) 保険料の支払額: 4「医療費の支払額」 (D) 保険料の支払方法: 5「医療費の支払方法」 (E) 保険料の支払額: 6「医療費の支払額」 (F) 保険料の支払方法: 7「医療費の支払方法」 (G) 保険料の支払額: 8「医療費の支払額」 (H) 保険料の支払方法: 9「医療費の支払方法」 (I) 保険料の支払額: 10「医療費の支払額」 (J) 保険料の支払方法: 11「医療費の支払方法」 (K) 保険料の支払額: 12「医療費の支払額」 (L) 保険料の支払方法: 13「医療費の支払方法」 (M) 保険料の支払額: 14「医療費の支払額」 (N) 保険料の支払方法: 15「医療費の支払方法」 (O) 保険料の支払額: 16「医療費の支払額」 (P) 保険料の支払方法: 17「医療費の支払方法」 (Q) 保険料の支払額: 18「医療費の支払額」 (R) 保険料の支払方法: 19「医療費の支払方法」 (S) 保険料の支払額: 20「医療費の支払額」 (T) 保険料の支払方法: 21「医療費の支払方法」 (U) 保険料の支払額: 22「医療費の支払額」 (V) 保険料の支払方法: 23「医療費の支払方法」 (W) 保険料の支払額: 24「医療費の支払額」 (X) 保険料の支払方法: 25「医療費の支払方法」 (Y) 保険料の支払額: 26「医療費の支払額」 (Z) 保険料の支払方法: 27「医療費の支払方法」 (AA) 保険料の支払額: 28「医療費の支払額」					
2 医療費（上記1以外）の明細					
(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	この明細書は、申請書と一緒に 提出してください。	
① 国税 太郎	■■病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円		
② 同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円		
③ 国税 花子	○○診療所	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円		

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

確定申告

www.keisan.nta.go.jp



税務署

法人会会員のみなさまに

法人の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

これからも企業の繁栄をサポートしつづける
経営者大型総合保障制度です。

DAIIDO 大同生命保険株式会社
郡山支社 相双営業所/福島県南相馬市原町区旭町4-91-17
(あいおいニッセイ同和損保原町ビル3F) TEL 0244-24-2646

AIG AIG損害保険株式会社
仙台営業支店/宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3
(富士火災仙台ビル) TEL 022-726-7661

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・注意喚起情報・ご契約のしおり 約款を必ずごらんください。

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ
ネット医療相談サービスのご案内

Aflac
本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

Medical Note お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

ご利用はこちから